

武蔵丘短期大学における
公的研究費の取扱いに関する規程

武蔵丘短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程

(平成20年 3月28日制定)

(目的)

第1条 この規程は、武蔵丘短期大学（以下、「本学」という。）における教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という。）に関し、諸手続きの適正な運営及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において競争的資金等とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 前項の公的研究費補助金以外の競争的資金の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

(最高管理責任者)

第3条 本学に競争的資金等に関する運営・管理の最高責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第4条 本学に競争的資金等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、競争的資金等の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

(公募の申請)

第5条 公募要領により競争的資金等に係わる研究計画調書または提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出することとなっている場合、研究代表者等は、事務局長に届出るものとする。

(競争的資金等の経理事務の委任)

第6条 研究代表者等は、競争的資金等の交付内定（継続分を含む）を受けたときは、そ

の経理に関する事務を、事務局長に委任したものとみなす。

- 2 前項の経理事務の委任があったときは、事務局長は総務課にその旨通知し、次条に規定する事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第7条 競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争資金等を管轄する官庁の定める取扱い規程等、学校法人後藤学園経理規程及び出張規程等の定めによるものとする。

(間接経費の譲渡)

第8条 研究代表者は、間接経費の本学への譲渡に関する権限を、学長に委任するものとする。

- 2 間接経費の経理事務は、競争的資金等の取扱いに準ずる。

(競争的資金等により取得した設備等の寄附手続き)

第9条 学長は、競争的資金等により取得した設備・備品の寄附受入に関する権限を、事務局長に委任するものとする。

- 2 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄附を行うこととされているものにあつては、経理規程に則り寄附手続きを行わなければならない。

(設備等の管理の委任等)

第10条 管理責任を研究代表者等が負うこととされている設備等を取得したときは、当該設備等を取得したときに、本学における設置使用が承認されたものとみなす。

- 2 前項に規定する研究代表者等は、研究実施に当たり、必要があるときは、前条の設備等の管理に関する事務を本学事務局長に委任することができる。
- 3 第1項に規定する研究代表者は、設備等の管理事務を委託したときは、使用責任者として責務を果たすものとする。

(事故等の報告)

第11条 前条第1項に規定する設備等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨事務局長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成20年 3月28日から施行する。